

# 規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 駐車場法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 354 号）  
規制の名称： 路外駐車場の出入口の設置可能な場所の追加（規制の緩和）  
規制の区分：新設、改正（拡充、**緩和**）、廃止 ※いずれかに○印を付す。  
担当部局： 都市局街路交通施設課  
評価実施時期： 令和 6 年 3 月 29 日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

駐車場法施行令では、駐車のために供する部分の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の出入口を設置することができない場所を定めているところ。事前評価時において、まちづくりや中心市街地の活性化に資するため、道路の円滑かつ安全な交通を確保しつつ、路外駐車場として利用できない土地について、周辺の道路交通の実態に応じた路外駐車場の設置を可能とする出入口の設置基準の緩和に対するニーズがあったため、必要な交通整理が行われていること等により道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと国土交通大臣が認めた場合に、路外駐車場の出入口を設置することができる場所を追加することとした。

事後評価時において、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、規制の事前評価時には想定していなかった影響も発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時において、駐車場法施行令では、駐車のために供する部分の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の路外駐車場（以下「路外駐車場」という。）の出入口を設置することができない場所を定めているところ、まちづくりや中心市街地の活性化に資するため、道路の円滑かつ安全な交通を確保しつつ、現在は路外駐車場として利用できない土地について、周辺の道路交通の実態に応じた路外駐車場の設置を可能とする出入口の設置基準の緩和に対するニーズがあり、規制の緩和を行わない場合、そうしたニーズに柔軟に対応できない状況をベースラインとして想定していた。

事後評価時においても、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらず、ベースラインに変化はない。

### ③ 必要性の検証

事後評価時において、事前評価時における課題は継続している。また、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は発生しておらず、規制の事前評価時には想定しなかった影響も発現していない。従って、本規制緩和の必要性は引き続き認められる。

## 2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

遵守費用として、路外駐車場の出入口に係る大臣認定に伴う申請書類の作成費用が発生しており、事前評価時の想定との乖離はない。ただし、当該申請書類の作成費用について、駐車場の設置規模や出入口の周辺状況、大臣認定申請手続における関係者との協議状況によって届出に添付する書類（図面等）が異なるため、費用を定量的に把握することは困難である。

### ⑤ 「行政費用」の把握

事前評価時に想定していた申請書の受理に係る業務、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会への協議等の大臣認定に関する事務に行政費用が発生しているものの、既存の大臣認定に関する事務の執行体制において対応しており、発生した行政費用は僅少であることから、事前評価時の想定と乖離はない。

### ⑥ 効果（定量化）の把握

本規制により周辺の土地利用や道路交通の実態に応じた路外駐車場の出入口の設置が可能となり、まちづくりや中心市街地の活性化への効果が発生している。ただし、その効果は多様であるため、定量化することは困難である。

### ⑦ 便益（金銭価値化）の把握

本規制緩和については、上記⑥に記載のとおり、その効果を定量化することは困難であるため、金銭価値化することも困難である。

### ⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響は見受けられない。

## 3 考察

### ⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

本措置により遵守費用、行政費用が発生しているものの、柔軟な路外駐車場の出入口の設置により、道路の円滑かつ安全な交通を確保しつつ、まちづくりや中心市街地の活性化が図られるという効果が発生している。また、副次的な影響及び波及的な影響は見受けられない。

上記の効果は上記費用を上回ると考えられることから、本規制緩和を継続することが妥当である。